

## ②資産等報告書等の閲覧を実施します

笠間市政治倫理条例第9条第1項の規定により、市長、副市長、教育長および市議会議員全員から提出された「資産等報告書及び所得等報告書」の閲覧を次のとおり実施します。

**閲覧期間** 5月30日から5年間(土日、祝祭日、年末年始を除く)

**閲覧時間** 午前8時30分～午後5時15分

**閲覧場所** 秘書課(市長、副市長、教育長分)、議会事務局(市議会議員分)

**問** 秘書課(内線226)、議会事務局(内線303)

## ③芸術の森公園内「あそびの杜」複合遊具の塗装工事について

笠間芸術の森公園内「あそびの杜」複合遊具が、施設の安全性向上のための塗装工事を行うため工事期間中、ロング滑り台などがご利用いただけなくなります。なお、「あそびの杜」において「ふわふわドーム」のみ利用が可能となります。

ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

**日時** 5月21日(月)～7月31日(火)

※天候等により、実施時期が前後することがあります。

**問** 管理課(内線575)

## ④笠間市土採取事業規制条例について

笠間市では、土を採取する事業(土採取事業)に係る手続きを定めた条例・施行規則を制定し、平成30年6月1日から施行されます。

これにより、市内で一定規模以上の土を採取する事業を行う場合は、市との事前協議や事業を行おうとする場所の周辺関係者への説明会等が必要になります。

### 1、条例が適用される土採取事業

事業区域の面積が500平方メートル以上又は採取する土の量が500立方メートル以上の土採取事業について適用し、許可制とします。(一部の他法令の許可等に基づく土採取事業は、本条例の適用除外とします。)

### 2、土採取事業とは

土の販売等の一定の利用目的をもって土地を掘削等し、土を外に移動することをいいます。

(土を外に持ち出さず、その土地の区域内において造成等するためだけに使用する場合は、条例の対象にはなりません。)

### 3、条例制定の経緯・目的

県内の市町村において、土採取事業を発端とし、隣接境界を超える寸前まで掘削したり、直角に近い角度で掘削したりする事案や土採取事業を施工した後、緑化等による法面の保護をしなかったため景観を損ねることとなってしまった事案が発生しています。

このようなことから、本市においても一定規模以上の土採取事業を許可制とすることにより必要な規制を設け、土採取事業による災害発生の未然防止、また、土採取を行った後の土地における緑地の保護等、周辺の環境保全上適正な整備を図ることを目的として条例を制定するものです。

**問** 環境保全課(内線126)